

広島県教育委員会規則第十号

広島県立特別支援学校学則及び広島県立特別支援学校の就学区域に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十四年十二月六日

広島県教育委員会

委員長 大野 徹

広島県立特別支援学校学則及び広島県立特別支援学校の就学区域に関する規則の一部を改正する規則

（広島県立特別支援学校学則の一部改正）

第一条 広島県立特別支援学校学則（昭和三十一年広島県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

別表広島県立広島南特別支援学校の項中

吳分校		聴覚障害		
聴覚障害		知的障害	聴覚障害	
中学部	小学部	中学部	小学部	幼稚部
三年	六年	三年	六年	
				呉市阿賀中央五丁目

」

を

に改める。

吳分校		聴覚障害		
聴覚障害		知的障害	聴覚障害	
中学部	小学部	中学部	小学部	幼稚部
三年	六年	三年	六年	
				呉市阿賀中央五丁目

」

を

に改める。

（広島県立特別支援学校の就学区域に関する規則の一部改正）

第二条 広島県立特別支援学校の就学区域に関する規則（平成十五年広島県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第三条第五項中「属する者」の下に「（聴覚障害者に限る。）」を加える。

別表広島県立広島南特別支援学校の項中

吳分校		聴覚障害		
聴覚障害		呉市（豊浜町及び豊町を除く。）、竹原市、	呉市（豊浜町及び豊町を除く。）、竹原市、	
中学部	小学部	東広島市（黒瀬町及び安芸津町に限る。）及	江田島市（江田島町に限る。）及	び江田島市（江田島町に限る。）及
三年	六年	三年	六年	
				呉市阿賀中央五丁目

」

を

に改める。

吳分校		聴覚障害		
聴覚障害		知的障害	聴覚障害	
中学部	小学部	中学部	小学部	幼稚部
三年	六年	三年	六年	
				呉市阿賀中央五丁目

」

を

に改める。

広島県立呉特別支援学校

知的障害

小学部及び中学部については、広島市（安芸区に限る。）、呉市（焼山町、焼山ひばりヶ丘町、焼山此原町、焼山松ヶ丘一丁目及び二丁目、焼山桜ヶ丘一丁目から三丁目まで、焼山政畠一丁目から三丁目まで、焼山西一丁目から三丁目まで、焼山中央一丁目から六丁目まで、焼山東一丁目から四丁目まで、焼山南一丁目及び二丁目、神山一丁目から三丁目まで、焼山三ツ石町、焼山宮ヶ迫一丁目及び二丁目、焼山北一丁目から三丁目まで、焼山本庄一丁目から五丁目まで、焼山泉ヶ丘一丁目及び二丁目、押込町、押込一丁目から六丁目まで、押込西平町、苗代町、柄原町、郷原町、郷原学びの丘一丁目及び二丁目、郷原野路の里一丁目及び二丁目、音戸町、音戸町坪井一丁目から三丁目まで、音戸町引地一丁目及び二丁目、音戸町鰯浜一丁目から三丁目まで、音戸町北隠渡一丁目及び二丁目、音戸町南隠渡一丁目から四丁目まで、音戸町高須一丁目から三丁目まで、音戸町波多見一丁目から十一丁目まで、音戸町畑一丁目から三丁目まで、音戸町有清一丁目及び二丁目、音戸町先奥一丁目から三丁目まで、音戸町藤脇一丁目から三丁目まで、音戸町早瀬一丁目から三丁目まで、音戸町田原一丁目から三丁目まで、音戸町渡子一丁目から三丁目まで並びに倉橋町に限る。）、江田島市及び安芸郡高等部については、広島市（安芸区に限る。）、呉市（安浦町、安浦町安登西一丁目から十丁目まで、安浦町安登東一丁目から六丁目まで、安浦町中央ハイツ、安浦町中央一丁目

県立県特別支援学校の項を次のように改める。

町、焼山宮ヶ迫一丁目及び二丁目、焼山北一
丁目から三丁目まで、焼山本庄一丁目から五
丁目まで、焼山泉ヶ丘一丁目及び二丁目、押
込町、押込一丁目から六丁目まで、押込西平
町、苗代町、板原町、郷原町、郷原学びの丘
一丁目及び二丁目、郷原野路の里一丁目及び
二丁目、音戸町、音戸町坪井一丁目から三丁
目まで、音戸町引地一丁目及び二丁目、音戸
町鰯浜一丁目から三丁目まで、音戸町北隱渡
一丁目及び二丁目、音戸町南隱渡一丁目から
四丁目まで、音戸町高須一丁目から三丁目ま
で、音戸町波多見一丁目から十一丁目まで、
音戸町畠一丁目から三丁目まで、音戸町有清
一丁目及び二丁目、音戸町先奥一丁目から三
丁目まで、音戸町藤脇一丁目から三丁目まで
、音戸町早瀬一丁目から三丁目まで、音戸町
田原一丁目から三丁目まで、音戸町
町から三丁目まで、倉橋町、
豊浜町並びに豊音戸町渡子一丁目

に改め、同表広島

から七丁目まで、安浦町中央北一丁目及び二 丁目、安浦町水尻一丁目及び二丁目、安浦町 三津口一丁目から六丁目まで、安浦町内海北 一丁目から七丁目まで、安浦町内海南一丁目 から六丁目まで、豊浜町並びに豊町を除く。 （江田島市及び安芸郡）

別表広島県立黒瀬特別支援学校の項を次のように改める。

広島県立黒瀬特別 支援学校	知的障害	小学部及び中学部については、東広島市（河 内町及び安芸津町を除く。）
高等部については、呉市（安浦町、安浦町 登西一丁目から十丁目まで、安浦町中央ハイツ、安 浦町中央一丁目から七丁目まで、安浦町中央 北一丁目及び二丁目、安浦町水尻一丁目及び 二丁目、安浦町三津口一丁目から六丁目まで 、安浦町内海北一丁目から七丁目まで並びに 安浦町内海南一丁目から六丁目までに限る。 ）及び東広島市（河内町及び安芸津町を除く		

この教育委員会規則は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、第一条の改正規定
は、平成二十五年一月一日から施行する。

附 則